

看護教員養成講習会実施要領について（抜粋）

（平一〇・三・四 健政発二四一）

最終改正 平一一・三・二九 健政発三五七

厚生省健康政策局長から各都道府県知事宛

今般、「看護婦等養成所の運営に関する指導要領について」（平成八年八月二六日健政発第七三二号各都道府県知事あて本職通知）の別添「看護婦養成所の運営に関する指導要領」第四一—（一）—（イ）—（イ）に定める厚生省が認定する看護教員養成講習会の実施要領を別添のとおり定めたので、通知する。

なお、「看護教員養成講習会事業の実施について」（平成二年四月二四日健政発第二七四—一号各都道府県知事、社団法人日本看護協会会長宛本職通知）は、廃止する。

（別添）

看護教員養成講習会実施要領

1 目的

看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、もって看護教育の内容の充実に向上を図ることを目的とする。

2 講習会の実施

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生省が認める者が実施するものとする。

ただし、都道府県が実施する場合において、事業の目的達成のために必要があるときは、業務の一部をその適当と認める者に委託することができる。

3 期間

原則として八か月（九〇〇時間）以上

4 受講対象者

保健婦、助産婦又は看護婦として五年以上業務に従事した者であつて本講習会修了後看護教育に従事する者とする。

5 受講者数

原則として一か所三〇人以上とする。

6 教育内容

別紙一の講習科目を標準とする。

7 教室等

（一）講習期間中専用に利用できる教室（八〇㎡以上）が確保できること。

（二）グループワークをするための部屋（演習室）が確保できることが望ましいこと。

（三）必要な図書を有する図書室を利用できること。

（四）教室等は採光、換気等が適当であり、学習環境にふさわしい考慮がなされていること。

8 講習会担当者

専任の教育担当者及び事務担当者を配置すること。なお、教育担当者は、原則として次のいずれかに該当する者であること。

（一）看護教員養成講習会等の修了者で専任教員の経験を有する者

（二）保健婦、助産婦又は看護婦として保健婦助産婦看

護婦学校養成所指定規則（昭和二六年文部省・厚生省令第一号）別表三の専門分野の教育内容のうちの二つの業務に三年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修したもの

9 講師

（一）講師は大学教授、助教授又はこれに準ずる者とする。

ただし、これらの者とするのが困難な場合は、看護婦等養成所の教務主任等とすることができる。

（二）看護教育課程等のグループワークの指導者については、必要数を確保すること。

別紙1 看護教員養成講習会教育内容

区分	教育内容	授業内容	時間数	備考	
基礎分野 (看護教員として必要な基礎知識を学ぶ。)	看護基礎教育の基盤	論理学 哲学 情報科学 等	計60		
教育分野 教育に関する分野 (教育の原理を系統的に学ぶ。)	教育の基盤	教育原理 教育方法 教育心理学 教育評価	計90	教育方法、教育評価は、看護に関する科目に含めることもできる。	
専門分野 看護に関する分野 (看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ。)	看護論	看護論 看護論演習	30 30		
	看護教育学	看護教育論 看護教育制度	15 15	看護教育史を含む。	
	看護教育課程	看護教育課程	看護教育課程	60	
		看護教育課程演習	看護教育課程演習	45	
	看護教育方法	看護教育方法	看護教育方法	90	授業案作成と模擬授業を含む。
		看護教育方法演習	看護教育方法演習	90	
		看護教育実習	看護教育実習	90	
	看護教育演習	在宅看護論演習	在宅看護論演習	30	
		専門領域別演習	専門領域別演習	90	
	看護教育評価研究	看護教育評価	30		
研究	研究方法	60	研究の基礎及び事例研究、調査方法を含む。		
看護学校経営	看護学校管理	15			
小計			690		
その他			60	看護教員養成に必要と思われる教育内容とする。	
合計			900		